

アスク

Advise and Support Care services

介護サービス相談サポートセンター
福祉サービス第三者評価機関
地域密着型サービス外部評価機関

アスクニュースレター No. 72
2019年4月10日

発行 特定非営利活動法人アスク
発行人 佐藤由紀子

〒325-0074 栃木県那須塩原市松浦町118-189
TEL/FAX : 0287-62-4310
E-mail : npo.asc@nasuinfo.or.jp
web : <http://asc.nas.ne.jp/>

理事からのメッセージ

「働き方改革、一億総活躍社会の実現」に思う

田中義博(たなかよしひろ)

昨年国会で成立した働き方改革関連法が4月より順次施行されることとなり、私の周りでも、どのように対応したらよいかとの相談が増えている。

ちなみに働き方改革関連法は、労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法、じん肺法、雇用対策法、労働契約法、パート労働法という8本の労働法を一括した大幅な法改正であり、社会保険労務士としては真価が問われている。

いわゆる「働き方改革」は一過性のブームではなく、政府の最重点施策である「一億総活躍社会の実現」に向けた「最大のチャレンジ」政策として打ち出され、「同一労働同一賃金」「障害者就労支援」など19項目に渡る分野について2026年までの実行計画が具体的に定められている。

一億総活躍社会とは「若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方々も、一度失敗を経験した人も、みんなが包摂され活躍できる全員参加型の社会」などと謳われている。「働き方改革」の目指すところは、労働生産性と労働参加率の向上により、「中間層の厚みを増し」「成長と分配の好循環」を実現していくこととされ、その本質はアベノミクスによる「究極の成長戦略」であるため、頑なに批判する人がいるのも分からなくはない。

今年、まず始まるのは、残業をしないことや年次有給休暇の完全消化が当たり前になる職場づくりを、企業に強く求める動きである。介護現場はもとより、あらゆる業種の労働現場で人手不足が深刻化しており、休暇の保障など本当にできるのか心配になるが、この動きに対応できない企業はこの先、生き残っていくことはできない。働き方の選択肢を広げることで誰もが働きやすい職場づくりを進めることが期待されており、例えば、介護事業所であれば、多様な人材を積極的に受け入れ、短時間勤務や隔日勤務、夜勤専門者など、働き方の選択肢を広げて戦力化する取組が考えられるだろう。

来年、再来年に本格化するのは、「同一労働同一賃金」を看板に掲げた正規と非正規の間の格差是正の動きである。実行計画では「世の中から『非正規』という言葉を一掃していく」とまで謳われており、パート職員にも正規職員と基本的に同一基準で賞与や諸手当を払わなければならないので、経営者の立場からは怖さも感じている。格差是正により納得感が高まり、労働者のモチベーション向上により労働生産性の向上が期待される一方で、企業にはICT技術の導入による業務効率化が求められており、例えば、介護事業所では、離床センサーやモニター、介護ロボット、携帯情報端末を積極的に導入することが考えられるだろう。

誰もが働きやすい職場をつくり、女性や高齢者、障害者、希望する仕事に就けない若者など、多様な人材の活躍の機会を増やしていくという点では、「働き方改革」は追い風になり得る。

最小の人員で最大の成果を達成し続けるには、働く人たちが自己一致した目標の下で意欲的に、楽しくポジティブに働き続けられる職場環境づくりが重要だと、最近、実感している。非営利協同組織や福祉事業者の皆さんの人材開発、職場風土づくりに積極的な役割を果たしていきたいと、思いを強くしている。

(アスク理事、社会保険労務士、中小企業診断士)

できる限り良好な家庭的環境の要件について

— 社会的養護関係施設における養育のあり方 —

鳥取県立喜多原学園 田中浩之

アスクニュースレター70号では大妻女子大学の加藤悦雄先生に、71号ではNPO法人子育てほっとねっと代表・西田由記子さんに、子ども支援と子育て支援について執筆いただきました。今回は、児童自立支援施設「鳥取県立喜多原学園」園長の田中浩之さんに、社会的養護関係施設における子どもの育ちの要件と課題について寄稿いただきました。上記の2稿と併せてお読みください。

児童福祉法の改正

平成28年の児童福祉法改正では、児童福祉理念の明確化が改正の重要なポイントとなっています。第1条では、「児童の権利条約」を基に児童の権利保障を考えていくこととなっており、第2条でも「児童の意見の尊重（意見表明権の確保）」と「最善の利益」という条約のキーワードが使われています。この改正により権利条約が児童福祉法

の上位にあることが明瞭となり、日本の社会的養護も国際社会と歩調を揃えていくことがより確かなものになりました。第2条では、健全育成の第一義的責任が保護者にあることも明記しています。そして、理念の明確化の中でも次の第3条の2は、社会的養護関係施設にとって重要な条文だと言えます。

第3条の2 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

新しい社会的養育ビジョン

まず、児童は家庭において保護者に養育されることが基本です。しかし、児童や保護者、環境の状況を勘案して、養育が困難な場合、適当でない場合は、「家庭における養育環境と同様の養育環境」（が整えられている里親家庭や養子縁組家庭等）で養育します。それが適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」（が整えられている施設）において養育することが原則となっています。

平成29年にまとめられた「新しい社会的養育ビジョン（新ビジョン）」では、この「できる限り良好な家庭的環境」がどういったものなのか論じられています。「新ビジョン」は、「社会的養護の課題と将来像」（社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会等から平成23年に出された報告書）の見直しと、平成28年の児童福祉法改正内容の

具体化のために、国が平成28年7月から平成29年8月までに16回の検討会（新たな社会的養育の在り方に関する検討会）を開催し、まとめられた報告書です。

「新ビジョン」については、「課題と将来像」で言われていた「代替養育の中の里親委託率を15年後には、3分の1とする」という計画を見直し、「愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の乳幼児については概ね7年以内に里親委託率75パーセント以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50パーセント以上を実現すべきである」としており、現在、この具体的目標値は、乳児院や児童養護施設に大変な戸惑いや動揺を与えています。

社会的養護施設における「できるだけ良好な家庭環境」とは？

このように里親委託の推進に力点が置かれ論じ

られている「新ビジョン」ですが、具体的な数値

目標については、一先ず置いておき、この稿では、報告書が述べている社会的養護関係施設における「できるだけ良好な家庭環境」と見なされるための要件について考えてみたいと思います。

「新ビジョン」では、「Ⅲ. 新しい養育ビジョンの詳細 4. 代替養育」や「Ⅳ. 新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程 1. 代替養育」にお

いて、「できる限り良好な家庭的環境」について詳しく言及しています。要件について考えていく前に、「できる限り良好な家庭的環境」(施設)は、「家庭における養育環境と同様の養育環境」(里親等)と同じ機能を有するとされているので、その機能を見てみます。

【できる限り良好な家庭的環境の機能】(一般家庭や里親家庭での養育と同じ機能)

- ・ 心身ともに安全が確保され、安心して生活できる機能
- ・ 継続的で特定の人間関係による「心の安全基地」としての機能
- ・ 生活単位としての生活基盤を提供する機能
- ・ 発育及び心身の発達を保障する機能
- ・ 社会化の基盤としての機能
- ・ 病んだ時の心身の癒しと回復を促進する機能
- ・ トラウマ体験や分離・喪失体験からの回復を促進する機能
- ・ 新たな対象とのアタッチメント形成を促進する機能
- ・ 発達を促し、生活課題の解決が意図的・計画的に図られる機能

ここで挙げられている9つの機能は、どれも妥当性があり、一般家庭でも里親家庭でも、施設においても、原則的には同じだと言えます。現在の社会的養護関係施設が以前から有している機能であり、今後、有さなければならぬ機能だとも言

えます。

こういった機能が挙げられた後に、「できる限り良好な家庭環境」と見なされる要件として、以下のような項目が挙げられています。

【できる限り良好な家庭的環境の要件】

- ① 生活の単位は小規模であること。具体的には、子どもの人数は最大で6人までとし、困難な問題を抱えた子どもがいる施設は、4人以下で運営できるようにすべきである。また、子どものニーズに応じて養育できる専門性を持った養育者が、夜間を含め子どもが在宅する時間帯では複数名で対応できることが必要である。
- ② 子どもの最善の利益のために満たせない要件を除き、「家庭における養育環境と同様の養育環境」の要件を満たすこと
- ③ 集団規則などによらない個々の子どものニーズに合った丁寧なケアの提供が行えること
- ④ 養育者は複数となってもそのケアの在り方は一貫しており、養育者の頻回な変更がおこなわれないこと
- ⑤ 子どもの権利が保障されていること
- ⑥ そのケアによって家庭同様の養育環境での養育が可能になれば、家庭同様の養育環境に移行するものであり、この環境からの社会的自立は例外的であること
- ⑦ ただし、年長児等でこの環境からの社会的自立がやむを得ない場合は適切な自立支援及びアフターケアが行えること

できる限り良好な家庭的環境の要件

これら7つの要件を項目に沿って、順に見ていくことにします。

要件①の「生活単位の小規模化」は、多くの児童養護施設が大舎制で運営される中、児童がよりよく成長するための養育のあり方を見直す流れか

ら生じてきました。その方法として、地域の住宅地に小さな施設を作り、近隣住民との適切な関係を持ち、家庭的な生活体験を積む方が児童の社会的自立につながると考えられるようになりました。そのため、厚生労働省は、平成12年5月に通知

「地域小規模児童養護施設の設置運営について」を発出し、生活単位の小規模化を行い始めます。

平成16年5月には、通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」が発出されます。これは、児童養護施設等に入所する児童の中に被虐待児童が多くなり、関係性の回復や愛着障害のケアには、大きな集団ケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアが重要と考えられたからです。

同通知には「児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱」が添付されており、その中に児童養護施設では6人、児童心理治療施設及び児童自立支援施設では5人とする小規模化の具体的な数値が掲げられていました。この数値は後に小規模化をより活発に推進するために児童養護施設で6人から8人、児童心理治療施設や児童自立支援施設では5人から7人と弾力化して掲げられます。したがって、原則6人以下という数値やケアニーズの高い場合は4人以下という数値も、新ビジョンで唐突に言われているわけではないのです。

しかし、児童は、年齢が高くなればなるほど他児の体験を自己体験として、あるいは他児を良いモデルとして、自身の成長の糧としていくことが

あります。従来の施設における集団支援に、個別支援では得られない児童同士に働く養育面での影響力を認めてきたことも事実です。4人以下という児童集団の持つ力は、ゼロではないと思うのですが、経験論的には、(児童自立支援施設に限りませんが、)4人より5人、6人、それよりも7人、8人の方が有効に働くように思えます。決して職員の個別的関わり合いを少なくする方向ではなく、個別支援と集団支援の割合(これは構成する児童で変わると思うのですが、)を実態に合わせて児童の人数を決定して、支援がなされていくものだと思うのです。

新ビジョンの提言は、施設での養育の原則を児童養護施設だけではなく、児童自立支援施設や児童心理治療施設にも当てはめることにしています。しかし、児童自立支援施設における支援を「被虐待児や愛着障害児の治療」を中心に組み立てて、生活単位を4人以下と限定してしまうと、そういった児童の成長に影響を与える良い要因も排除してしまうことになりかねないと思います。

要件②で、「できる限り良好な家庭的環境」は、「**家庭における養育環境と同様の養育環境**」の要件を満たすこととあります。その要件を抜き出してみると以下ようになります。

【家庭における養育環境と同様の養育環境の要件】(施設養育もこの要件を満たすこと)

- ・子どもと継続的な関係を持ち、親密で信頼できる関係を形成して養育を行うことができる特定の養育者がいること
- ・子どもの安全が守られる「家」という物理的環境が提供されること
- ・特定の養育者と生活基盤を共有すること
- ・同居する他の子どもたちと生活を共有すること。同居する子どもたちの構成が可能な限り安定していること
- ・生活が明確な構造を持ちつつ、一方で子どもたちのニーズに応じて柔軟に営まれること
- ・子どものニーズに敏感で、ニーズに応じた適切なケアを提供できること
- ・社会的に受け入れられる価値を共有し、かつ子どもの自律や選択が尊重されること
- ・地域社会に位置付いており、子どもと養育者が地域社会に参加していること
- ・子どもの権利を守る場になっていること
- ・養育者が、子どものトラウマや関係性の問題に関する知識と対応方法を習得しており、必要に応じて専門家の助言を求めることができること
- ・子どもの状況に応じて適切な家庭教育を提供できること

11項目のその他の要件のどれかが程度の差はあれ、どの施設でも満たそうと努力している要件なのではないでしょうか。最後の項目の「家庭教育の提供」ですが、私自身も児童自立支援施設で住み込み(小舎夫婦制)で勤務していた時に常々、

「児童自立支援施設の教育は、家庭教育である」とさえ、感じていたのですが、重要な要件だと思います。

要件③は、「**集団規則の排除**」です。児童が複数名集まれば、集団生活ということになり、トラブ

ルや摩擦が必ず発生します。児童の安全や安心に関わる問題が生じるかもしれません。こういった状況の中で規則が必然的に生じてくるのでしょう。問題は、児童を管理するための規則ではなく、児童がより快適に過ごすための規則であるかどうかなのだと思います。集団規則に関しては、志向性としては極力なくしていくべきであり、個別的なケアを念頭に置き、集団内の問題や個人的な問題を児童が主体的になって解決していくと考えると良いように思えます。

要件④です。寮担当の職員が複数になってもケアの在り方は一貫するというのは、通勤交代制勤務である施設では必要条件だと言われています。しかし、「ケアの在り方は一貫している」を「ケアの方法を同じにする」を誤解してしまうと、支援が教条的になったり、大変窮屈になったりします。ついには、要件③で否定されている集団規則に頼る支援になってしまいます。ケアの在り方は、個々の児童に対する理解の在り方と個々のニーズに対する支援の在り方のことなので、そこに一貫性があることですから、厳格にルールを守ることではないと思います。

ところで、担当職員の頻回な変更がある施設がいくつも見受けられるのが現状です。児童の側から見て、このことが不安定要素であることは間違いありません。頻回な変更により、職員の支援力が低下し、施設全体にある力も低下してしまう状況も見られます。

要件⑤については、社会的養護の制度も社会的養護関係施設の存在そのものも児童の権利保障の

おわりに

「新ビジョン」が述べる「できる限り良好な家庭的環境の要件」について、考えてみました。

里親委託を推進していく施策上、この報告書で施設の利点等が積極的に論じられることはありません。しかし、里親での養育が難しい児童は、施設で養育することになります。施設で養育する場

ためにあるわけですが、毎年、被措置児童等虐待の事実が確認されていることは何とかしなければならぬことだと思います。行動化する児童が多く入所している施設なら、身体的虐待が起こってしまうリスクがあるのですが、ここ数年、性的虐待の事例が減少せずに生じていることも気になるところです。（平成28年度の報告では、虐待事例87件中の性的虐待は、15件です。性的虐待件数については、過去5年間の平均件数も14件となっています。）

要件⑥で、施設からの自立は例外的とあります。そして、要件⑦では、年長児ではやむを得ない場合、自立もあり得るとしています。述べられている通り、自立した場合も家庭に戻った場合も適切な自立支援やアフターケアをどう行えるかは、確かに重要です。

「そのケアによって家庭同様の養育環境での養育が可能になれば、家庭同様の養育環境に移行する」とありますが、例えば、平成25年度の児童養護施設等調査（厚生労働省）のデータでは、児童自立支援施設の場合、直接自立するケースが児童養護施設の約55パーセントに比べて約12パーセントと大変低く、家庭に戻るケースが60パーセントを超えている（児童養護施設は、30パーセントに達しない。）ので、児童養護施設ほど意識される要件ではないように思えます。それでも、家庭に戻ることができず、就学中の児童もいる場合には、児童の置かれている状況を検討して、可能であれば里親等への措置変更も積極的に考えていくべきだと思います。

合に、児童の最善の利益を目指した支援をしていくため、「できる限り良好な家庭的環境」（施設）と「家庭における養育環境と同様の養育環境」（里親等）の共通する部分や相違する部分を知り、施設の強みや役割をしっかりと考えていくことは、大切なことであると思います。

—*—*—*—

児童心理治療施設：軽度の情緒障害を有する児童を、短期間入所または、保護者の下から通わせて、情緒障害を治療し、また退所した者について相談その他の援助を行い自立のための援助を行う施設です。

児童自立支援施設：不良行為を行ったか、あるいはそのおそれがある児童、家庭環境等の環境上の理由により生活指導が必要な児童を入所させ、または保護者の下から通わせて、必要な指導を行い、自立を支援することを目的とする施設です。子どもの日常の生活を支えるとともに学校に代わっての学科指導、職業指導などが行われています。（地域の小中学校の分校や分教室がある施設もある）退所後の児童に対しても必要な相談や援助を行います。

児童養護施設：保護者のいない児童、虐待を受けている児童、家庭環境や様々な事情により家庭での養育が難しい児童を入所させて養護を行う施設です。家庭に替わる生活の場であり、協調性や思いやりの心を育みながら生活しています。学校等にも施設から通います。退所した者に対する相談その他の自立のための援助も併せて行っています。



看護師も涙した老人ホームの素敵な話

小島すがも著
1500円 + 税

東邦出版刊
2018年5月1日 発行

看護師である著者が、転職先となった老人ホームで出会った、介護を受ける人々とその家族の心温まる19のエピソードを綴った作品です。新聞などでかなり話題になったというか、宣伝されていた作品なので、題名はご存知の方も多いかもかもしれません。

正直、涙を誘うようなきれいごとが書いてあるのでは？という先入観を持って読んだのですが、思ったより素直に感動できたのは、著者の性格によるところが大きいように思います。

信頼する先輩の勧めで老人ホームに勤務することになった著者は、そこで様々な家族のありようや出来事に遭遇します。美しい家族愛とか、そんなことばかりではなく、介護する家族の苦悩や、悪い対応もしっかりと見つめています。心と心の交流とは、人間とは、とあらためて考えさせられる、そんな施設での毎日。それを著者が素直に優しく受け止めている様子が読んでいて伝わってきます。まるで少女のように純粋で優しいその心が、文章ににじみ出ているようです。

初めて介護の仕事に就いたときは、誰もがこう

した目で現場を見ているのかもしれませんが。読んでいて原点に立ち戻ることができるかもしれない、そうした意味で介護のプロにもお勧めしたい作品だと思いました。

また、ページごとに介護の専門用語について、とても分かりやすい解説が書かれていて、介護について知りたいという人にもぜひおすすめしたい内容となっています。

最終章で語られる認知症の入居者とその家族の実話には驚かされました。この家族の対応を許可しているという事だけでも、この施設のすごさが（普通の施設との違いが）判ると思います。この章を読んで、これでもいいんだ、こんなこともできるんだとただただ驚き、介護の可能性というものについてしみじみ考えさせられた作品でした。



わけあって絶滅しました。

— 世界 — おもしろい絶滅したいきもの図鑑

今泉忠明【監修】/丸山貴史【著】/サトウマサノリ / ウエタケ ヨーコ【絵】
1080円 ダイヤモンド社 刊 2018年7月18日 発行

今から約46億年前に誕生した地球。そして約40億年前に偶然誕生した一つの生命、そこから始まった地球上の生命の歴史は、栄えては滅ぶことの繰り返しだった。

その中で、一つの種、またはグループが地球上から永遠に姿を消す「絶滅」も数多く起こっている。絶滅した理由は2つ。①地球のせい。②ほかの生き物のせい。圧倒的に多いのは①の地球のせいで、環境が大きく変わるたび、大絶滅が起きたというが、とにかく強い生き物も賢い生き物も、様々な理由で滅んでいった。

その絶滅した生き物と絶滅した理由を、その生き物が語る「こうすりゃよかった」の一言も添えて、色彩豊かなイラストで紹介した抱腹絶倒の一冊。

あるものは上品に、あるものはラップ調で、自虐的だったり悲劇のヒロイン風に自己紹介。最高に面白くて勉強になる作品です。

子供向けの本と無視していましたが、人気につられて手に取って、久々に大笑いしてしまったこの作品、私的には、デコりすぎて絶滅した「オパビニア」さん、優しすぎて絶滅した「ステラーカイギュウ」さん、想像力が足りなくて絶滅した「ネアンデルタール人」（この方のラップ調が最高）が特に面白かったです。そして何とか絶滅を免れた方たちのお話も必見です。

ところで私たち人類が絶滅した時、その理由は何と書かれるんでしょうね？「手に負えない原子力なんて使っちゃって、ちょっと地球がくしゃみしたら全滅ですわ、トホホ・・・」（まさかの③自分のせい）とか？ああ、おバカさん。（HK）

介護や福祉にまつわるあれこれを徒然なるままに...

98才、伯母の自律死。(その3：遺産相続協議とその後)

火葬場の親族待合室で始まった遺産相続協議。後見人のYさんから、まず、相続人の中から「筆頭相続人」を決めてください、と話がありました。伯母の住んでいた土地家屋の売却のためだそうです。本当なら1億円?! くらいの価値がある場所ですが、残念ながら、公道から幅1mもない細い私道の先にある狭い土地なので、今の法律では新築不可で、基礎を残してリフォームするしか手立てがない売却困難地という説明がありました。いくつか不動産屋さんに見てもらって、せいぜい100~300万円とのこと。それでも何とか売却し、預金と合わせて初めて遺産分割に入るという話でした。居合わせた相続人は、本家(長野県)すじの70才代の関東在住の従弟2人と伯母の家の近くに住んでいる60才代の従妹2人。母の子である私たち(私と弟2人)は相続人ではありません。Yさんは、できれば近くの人だと何かとやり易いのでお願いしたい、と言いましたが、どなたも辞退。あーだ、こーだの議論の結果、とりあえず近くの従妹が引き受けてくれることになりました。気が付けば、相続人ではない、お寿司屋さんご夫婦と私と弟の娘たちはそっつと隅のテーブルへ移動していました・・・。

そうこうしているうちに火葬が終わり、骨壺に入った伯母さんをお家へ安置しに皆で行きました。伯母さんを偲ぶ時間が、なかった?!

Yさんが、売却したらすべて廃棄処分になりますので今のうちに、現金等を搜索してください、と言ってくれたので、皆で狭い家中を搜索しました。たんすの引き出しのあちこちから、封筒に入ったままのお金(娘たちが毎月渡していたもの)がいくつも見つかりました。一つひとつスーパーの袋に入れられていた十数個のバッグの中から、たくさんの小銭も発見(あとでYさん達が数えて35万円ほどありました)。認知症になると小銭の管理が面倒になるようです。また、指輪やネックレス等も70点ほどありました。これは、娘たちが質屋さんへ持ち込んで査定してもらいました。すると、本物の石もあるけれど、小さいし、金属部分は傷んでいるし、お金になりません、と言われ1点1円で全部で70円だったとのこと。電車賃にもならなかった・・・とのことで、お疲れ様!

これで一件落着と思ったのもつかの間、数日後に従妹から電話があり、やはり辞退したいとのこと。ひょえー、と思いましたが、すぐに本家すじの従弟へ電話してお願いしました。しかし数日後、どうしても引き受けられないという電話があり・・・諦めました。Yさんと相談し、結局、栃木にいる母が筆頭相続人になりました。相続人の皆さんが奥ゆかしい血筋ということで、自分を納得させました。

土地家屋の売却についてはYさんに全権委任しました。私は伯母さんの遺骨を、かなり前に亡くなって東京のお寺さんに入っている伯父と一緒にしてあげたいと思い、お寺へ連絡しました。そこでまた、びっくり! お寺の住職が言うには、6年前から管理費が未払いで、電話も通じず、文書での連絡も音沙汰なしだったそうです。そのころから、認知症がはじまっていたということが分かりました。

納骨には私と娘の2名で行きました。今までの未払い分とこの先3年分の管理費・戒名代等を支払い、お経をあげてもらって、お花とお線香を手向けました。将来の墓じまいの費用を聞くと2人分で約100万円とのことでした。何かとかがかります。

Yさんの頑張りで、7月に土地家屋を購入してくれる不動産屋さんが見つかりました。関西の方とのことで、目いっぱい300万円でした。Yさんが言うには「これで、遺産分割に入れますが、一度筆頭相続人に直接会わなければなりません。」とのことで、8月に塩原温泉のケアハウスにいる母のところまで来てくれました。

たくさんの書類を書きました。そして遺産分割にあたり、何か要望があれば、というので、墓じまいにかかる費用に従妹に振り分けてもらうようお願いしました(納骨の後に従妹と相談したところ、従妹は3年は墓守をしてその後墓じまいすると言ってくれました)。

Yさんは「後で揉めませんか?」と心配してくれましたが、「相続人の皆さんは大変奥ゆかしい方々なので、絶対大丈夫です!(文句は言わせません)」と答えました。

私は、伯母が亡くなる前から事あるごとに、いとこの皆さんへ文書でいろいろお知らせしていたので、皆さん納得してくれる自信がありました。そして、スムーズにことは進み、9月には相続人それぞれの口座に遺産が振り込まれ（もちろん私と弟が立て替えた分もちゃんと振り込まれました）、本当の一件落着となりました。私にとっては怒涛の半年でしたが、Yさんが言うには「こんなに揉めない事案は珍しいです。」とのこと。伯母も、かわいい甥っ子、姪っ子に遺産が届いてよかった、と思うと思います。

今回の件は、今まで全く考えたことがない事だらけで、いろいろ勉強になりました。一番よかったのは、司法書士という専門家に成年後見人を頼んだことだったと思います。

そう遠くない時期に親を見送る可能性がある年代になったので、自分のことも含めて、準備をしようと思える・見送られる覚悟を決めました。
(佐藤かおり アスク会員・獣医師)

アスクの活動から

外部評価・福祉サービス第三者評価活動

評価結果の公表（2019年4月10日現在）

《グループホーム外部評価》WAM NET (<http://www.wam.go.jp/>) に評価結果公表

ミカーサ、アイリス（那須塩原市）、ピオニー、おおたわらマロニエホーム（大田原市）
ラパス、ヴィエント、フローラ、あかり（矢板市）、かけはし（日光市）
ホームタウン上河内（宇都宮市）、栃木グループホームそよ風（栃木市）

《福祉サービス第三者評価》とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構 <http://www.tfhs.jp/>

間々田保育園（小山市）

《社会的養護関係施設》全国社会福祉協議会 <http://www.shakyo-hyouka.net/search/index.php>

インフォメーション

アスク定期総会

日 時：2019年5月12日（日）11:00～12:30

会 場：那須塩原市 いきいきふれあいセンター 2階 研修室
（那須塩原市 桜町1-5 TEL 0287-60-1115 黒磯公園隣）

議 事：（1）2018年度事業報告・決算報告・会計監査報告
（2）2019年度事業計画案・予算案
（3）その他

参 加：正会員には別紙の案内状を送付します。添付のはがきにて出欠の返事と
欠席の場合には委任状への署名・捺印をお願いします。賛助会員も参加できます。

アスク公開学習会：シンポジウム「子どもの育ちを支える」

親の虐待による子どもの痛ましい事故がいくつも起こっています。また、家庭で十分にケアを受けずに暮らしている子どもの問題も明らかになっています。一方、子育てに自信が持てず、悩んでいる親も多数います。子どもへの支援と親への子育て支援に取り組んでいる民間団体の代表者から、それぞれの活動と、現代の子どもや親の状況について語っていただき、対策や課題を共有します。

日 時：2019年5月12日（日）13:30～15:30

会 場：那須塩原市 いきいきふれあいセンター 3階 視聴覚室

シンポジスト：

社会福祉法人養徳園 児童家庭支援センターちゅうりっぷ 主任相談支援職員 片桐 洋史

特定非営利活動法人子育てほっとねっと 理事長 西田由記子

特定非営利活動法人すくすく子育てやぎハウス 理事長 八木澤 秀

主催／問い合わせ先：特定非営利活動法人アスク

TEL/FAX 0287-62-4310 E-mail: npo.asc@nasuinfo.or.jp